

土地や家屋の利用状況
を変更したら、連絡を！

次のようなときには、翌年度からの固定資産税の評価額および税額が変更となる場合がありますので、ご連絡ください。

- ・土地の利用状況を変更した場合（畑から駐車場等）
- ・隣地を購入し、自宅等の敷地として使用している場合

- ・家屋の利用状況を変更した場合（店舗から住宅等）
- ・家屋の取り壊し、または増改築により床面積を変更した場合

▼**連絡・問合せ先**
市役所税務課 資産税G
内線 203、204

上下水道事業説明会

上下水道事務所では、事業に対する理解を深めていただくとともに、ご意見を事業運営の参考とするため、市民の皆さんを対象とした説明会を開催します。

事前の申し込みは、不要です。気軽に希望する回へご参加ください。

▼**内容**
平成23年度決算状況、上下水道事業の課題など
(1時間30分予定)

▼**問合せ先**
上下水道事務所
☎ 48・1842

日時		会場	
第1回	12月1日(土)	10:00～	市役所大会議室
第2回		13:30～	郷州公民館集会室
第3回	12月2日(日)	10:00～	高野公民館多目的ホール
第4回		13:30～	北守谷公民館会議室

郷州・高野・北守谷公民館は駐車できる台数が少ないため、車での来場はお控えください。

野焼きは禁止です！

ごみを燃やしたときに発生する煙には、有害なダイオキシン等が含まれている恐れがあるだけでなく、臭いが洗濯物についてしまうなど近隣の方に迷惑がかかります。そのため、「野焼き（ごみ等の野外での焼却）」は、法律で一部例外を除き禁止となっています。

例外として認める廃棄物の焼却

- ①国・地方公共団体が、施設管理を行うために必要な焼却（河川敷・道路側の草焼き等）
- ②災害予防や応急対策または復旧のために必要な焼却（火災予防訓練等）
- ③風俗習慣または宗教上の行事で必要な焼却（どんど焼き等）
- ④農業・林業・漁業を営む上でやむを得ない焼却（稲わら・枯れ草の焼却等）
- ⑤たき火など日常生活上で通常行われる焼却で、軽微なもの（キャンプファイヤー等）

▶**問合せ先** 市役所生活環境課
内線 143～148



守谷市メールサービスシステム

メールもりや

▶**問合せ先** 市役所企画課
情報政策G 内線 336

市では、火災や防犯などの情報を、あらかじめ登録したスマートフォン（スマホ）やパソコン、携帯電話などに知らせるメールサービスを提供しています。

電子メールの送受信ができるスマホ・パソコン・携帯電話等をお持ちの方は、ぜひご登録ください！

▼**配信する情報**

- ▽**広報もりや**…広報もりや・広報もりやお知らせ版の主な情報（スマホ・パソコン等のみ配信）
- ▽**災害・防災**…災害発生時の災害状況や防災情報
- ▽**火災発生**…市内で発生した火災情報
- ▽**防犯**…市内における防犯・不審者・行方不明者等の情報

▽**イベント**…生涯学習イベントの開催内容や参加募集等の情報

▽**議会**…市議会定例会の会期日程等の情報

▽**選挙**…選挙期日等の情報

▽**利用料金** 無料

※サービスを利用するに当たり必要な機器や通信にかかる経費は利用者負担

▼**登録方法**

○**スマホ・パソコン等の方**
「メールもりや」に「市ホームページ」からアクセスして、登録する

▶**HP** <http://mm.city.moriya.ibaraki.jp/>

○**携帯電話やPHSの方**
「メールもりや」に「市公式ケータイサイト」モバイルもりや」からアクセスして、登録する

▶**HP** <http://mm.city.moriya.ibaraki.jp/mobile/>



◎登録前に「メールもりや」サイトの「サービス概要」および個人情報保護」を必ずお読みください。